

新型コロナウイルス感染症による

小学校休業等対応助成金

をご活用ください

令和3年8月1日から令和4年3月31日までの間^(注)に
新型コロナウイルス感染症による小学校等の臨時休業などにより、
子供の世話をする必要がある労働者※2に、有給休暇※3を取得させた
事業主には労働者に支払った賃金相当額の

10／10 (1人1日当たり 最大15,000円)※3が

国から助成されます！

※1 令和3年8月1日から令和4年3月31日までの間に、①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、臨時休業などをした小学校・保育所などに通う子供、②新型コロナウイルスに感染した子供など、小学校等を休む必要がある子供の世話を保護者として行うことが必要になった労働者

※2 賃金全額支給の休暇である必要があり、労働基準法上の年次有給休暇を除きます。

※3 対象労働者1人につき、対象労働者の日額換算賃金額×有給休暇の日数で算出した合計額を支給します。
なお、休暇を取得した時期により上限額が異なります。

(注) 申請には期限があります(必着)。休暇取得期間が令和3年11月1日～12月31日については令和4年2月28日まで、令和4年1月1日～3月31日については令和4年5月31日までの申請が必要です。令和3年8月1日～10月31日に取得した休暇に関する申請は、「やむを得ない理由」があると認められる場合のみ令和4年6月30日まで申請可能です。

支給要件の詳細や具体的な手続きは厚生労働省ホームページにてご確認ください。



詳しくは



新型コロナ 休暇支援

検索

年次有給休暇とは別に休暇を付与する必要がありますが、
就業規則などが整備されていない場合でも対象となります。



労働者から労働局にご相談があった場合、労働局から事業主に
制度利用の働きかけ等をさせていただくことがあります。

保護者が希望に応じて休暇を取得できる環境づくりに、ご協力をお願いします。



お問合せは下記コールセンターまで！

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター

【フリーダイヤル】 0120-60-3999

【受付時間】 9時～21時 土日祝日含む